佐藤まさたかさん(東村山市議)

みなさま、こんにちは。東村山市議会の佐藤まさたかです。狛江市と府中市の話を聞いて、参加してよかった な、随分違うもんだなと思いましたが、一緒のところもありますので、そのあたりちょっと注目しながら聞いて いただけたら幸いです。スライドを使って報告します。

自己紹介です。昭和38年生まれで、社会教育の仕事を13年ほど日野でやっていてから東村山へ来て、2003年に市議選初当選。議員として5期目になります。一貫して無所属の立場です。

東村山市は人口 15 万ちょっとで、僅かずつ減り続けています。面積は 17k ㎡、財政力は小平よりも劣る状態にあります。東村山市の中央公民館はこの地図の①のところ、市のど真ん中で東村山駅のすぐそば、立地条件はとてもいいです。ほかに、②③④⑤の4つが分館です。

公民館の有料化は2005年でした。11月に「使用料手数料の基本方針」というものが急に出され、何か起きるぞという感じになりました。翌年3月議会には、公民館条例の一部改正が提案され、全面有料化が打ち出されました。「有料化」と言うと、市は「もともと有料であり、それを無料にしてきただけであって、有料化ではなく原則に戻すだけ」という説明でした。「無料だったのは、配給制度のあった厳しい時代だったから」などという公民館長の珍答弁が失笑を買ったことも思い出します。「しかし今はある程度充実が図られたのだから、もう無料にする必要はない」と。東村山市議会は委員会記録まで昭和63年分から市議会HPに残っていますので、よかったら平成17、18年を見ていただけると出てきます。公民館運営審議会が有料化を答申していたのに公表されていなかったことも議会で問題にしました。

有料化が打ち出されたのは3期務めた前市長の最終期にあたり、市財政はどん底でしたので、財政危機にも少し触れています。しかし基本的にはそれが理由ではありません。「受益者負担の原則」つまり「使う人と使わない人の公平性」、目的はここに尽きるのだと思います。

市はこの時、公民館だけでなくて公共施設を一斉に有料化し、使用料の考え方を変えました。「新たに策定した使用料手数料の基本方針に基づき、受益者負担の原則の明確化の観点から、利用する者としない者の負担の公平を図るため原則有料を徹底し、従来の無料免除団体にも負担を求めることとしたものであります」というのが当時の市民部長の答弁です。

もう一つが「算定方法の明確化」です。「統一的な算定方法」という言い方で、初めて有料化の根拠として出してきました。まず原価…土地を除く建設費プラスすべての維持管理費、人件費と物件費(委託などの場合は物件費)です。これと受益者負担割合を掛け合わせます。非市場的か市場で回るのか…つまり行政にしかできないものかどうか、という意味ですね。非市場的 or 市場的か。あるいは、基礎的 or 選択的か、つまり誰にも必要なのか or 好きでやっているということなのか、ということです。これらを4象限に分けた図を出してきて、これを掛け合わすことによって施設ごとの負担率を示すというのが、基本方針に示されています。

ということで、減価償却費や人件費も含む有料化がされました。こんなにボロボロになった中央公民館で今さらなんで減価償却費を取るのか?と怒りましたが、人件費も含む費用、掛ける、例えば公民館は公共的な性格が高いから〇〇%、という理屈で公民館を有料化しました。

もう一つ大きかったのは、減免制度の実質的な廃止です。先ほど申し上げたように、「もともと有料だったの だが、当時はみんな大変だったから無料にしてきた。今さらその必要もなくなったから減免制度はやめます」と 言い出しました。いわゆる社会教育法の20条団体…登録団体が全体の利用の9割を占めていたのですが、その免除を全部やめました。子どもも障がい者も高齢者も、全部です。当時の使用料等審議会では「子どもたちの利用といっても、子どもだけで使うわけではない」とか、「障がい者も障がい者だけで使うわけじゃない」などという乱暴な議論がされ、それがそのまま答申になりました。審議会には教育関係に精通した人は入っていなかったため、特に社会教育の意義に触れられることはなく、行革の文脈でしか議論されませんでした。

但し、狛江市の話にもありましたが、市または教育委員会の後援を受けた事業・行事に使用する場合は無料という規定は残りました。これは、社会教育に携わってきた者からすると大いに疑問を感じました。後援を取れば…市が認めたものならば無料にするというのは、最近流行りの忖度とか、いろんなことが働く余地が大いに出てくるわけで、極めて由々しき問題だと当時議論した記憶があります。

この後、2009 年、有料化の3年後に公民館条例の一部改正をもう一度行って、一部見直しをしております。 これは、有料化から 1 年間で利用率が 50.3%から 38.5%に下がったからです。有料化したら 12%ぐらい利 用率が下がってしまい、これはさすがにまずかろうというので、「平均 30%の政策的減額措置」というのを取り ました。現在の公民館の使用料はこの時の金額費用になっています。大幅に上げたけれど、使う人がガクッと減 ってしまったので少し手加減した、というのが、うちのこの頃の話です。

料金は、市のHPにありますが結構高いと思います。集会室で20人ぐらい入るところが1コマ450円、少し広いところは800円とか。もう一つの問題があって、一日の使用区分をこの当時に3区分から4区分に変えています。普通は、午前と午後と夜なのに、午後を二つに分けました。これにより、午後いっぱい使っていた方たちは、午後3時20分までと3時40分からの2コマ取らないといけなくなりますので、料金を考えてどちらかに絞ります。大ホールは結構高いです。1時間あたり6,600円、丸1日使ったら85,800円です。

市長部局が、いろんな公共施設の中で公民館だけ別ということにはならない、行革の視点から利用者負担だ受益者負担だという話に終始するというのは、ある面で仕方がないとは思います。しかし有料化の論点として私がこだわったのは、教育委員会としてはどういう議論をしたのか、憲法や社会教育法を踏まえた議論はされているのか、ということで、当時の教育長にかなり食い下がりました。最近、社会教育の施設を市長部局に移管するという話がよくありますけれど、市長部局がそうしたいのだとしても、教育委員会としてはどうなのか、ということが重要な論点だと思い、問うています。そうすると、たいていの場合、ろくな議論をしていないということが明らかになります。

社会教育法の 11 条 2 項に、「教育委員会は社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う」とありますし、社会教育団体の扱い…20 条の扱いについて教育委員会のサイドでどこまで議論されているのかというのが大変気になるところです。

それから、そもそも受益の「益」とは何か、という話が必要なのに、ほとんどこれをせず、「受益者だから負担させろ」というのは乱暴だと思っています。私は利用者から光熱水費程度を取ることについては全面否定しない立場です。民間の社会教育施設で、一定の参加費をいただいて質の高い内容を提供する、という仕事をしていましたので。しかし、東村山市のように人件費や建物の減価償却費まで含むとなると、それはそもそも税金で賄われているはずなので、おかしいと思っています。

もう一つ、強く記憶に残っていてお伝えしたいことがあります。有料化を議会が議決した後に、市は市民説明会を開催しました。参加者に対して「ご理解いただきたい」と繰り返したわけですが、その中で、おそらく 50代の男性だと思いますが、手を挙げられてこう言いました。「東村山市は文化と教育を捨てたということですね。

私はこのまちに長く住んで、ずっと働いて、税金を納めてきました。公民館には一度も来たことがなくて、今夜が初めてです。だけれども、自分の税金が使われることによって、うちの女房や子どもやいろんな人が学んでいることについては、十分に満足しています。私も60歳を超えたら使わせてもらうかもしれない。受益者の益というのは、その人が使ったからその人が負担するっていう話だけではないはずですよね」と。

また、議会でちょっといじわるな議論をさせてもらったこともあります。なぜ公民館は疑いもなく有料化するのに、図書館は無料なのか、と。教育委員会から納得いく答えはありませでした。別に図書館を有料化しろと言っているわけではなくて、同じ社会教育法による施設で、どう整合性を取るのかという意味です。

もちろん低廉で、あるいは無料で長く誰でもが使えるということが大事だと思っていますが、公民館の有料化、特に受益者負担の議論については、市民自治、社会教育の最高の教材にすべきものではないかと個人的には思っています。こういう問題こそ皆さんで議論をして、最終的にはそれは無料継続でも若干の有料化ということであっても、行政サービスとは何か、ということを考えるのに最高の教材ではないかと思っています。

使用料についての推移を最後に述べます。有料化直前の 2005 年度は年間 1,364 万円で、直後の 2006 年度は殆ど変わっていません。これは、無料団体と言われる 20 条団体の値上げには 1 年の経過措置があったためです。その翌年は無料団体が実質なくなったので約 3,500 万円。その後、先ほど申し上げたように少し下げましたので、今は年間 2,900 万円から 3,000 万円ほどが公民館の使用料総額になっていると思います。

以上でほぼ報告は終わります。早口で大変申し訳ありませんでした。

最後に、私がお配りした紙を見てください。「東村山市の有料化について」ということで、有料化前後の利用 状況の変化として 11.8%減ったと申し上げました。もう一つ加えると、展示室の利用が大幅に減りました。な ぜならば、長い時間使うからで、とんでもない金額になりました。当然そうなりますよね。そのため、従来は火 曜搬入で水曜から日曜まで展示していたのに、木曜搬入で金・土・日しか使わないようになったり、1週間で3 ~4万円はとても払えないということで、他市の施設に移ったり。小さい団体は展示を諦めることで活動を休止 されたという話も聞きました。結果として公民館1階の広いスペースは真っ暗なままの日が増えました。

とはいえここ数年は、意欲のある館長や副館長が来たことによって、展示室を半分だけでも貸したり、自主的な展示を増やしたり、音楽サロンなどでも使えるようにしたり、同じ 1 階にある市内 NPO が運営するカフェによる居場所づくりが進んだり、2 階ロビーを中高生の学習スペースに活用したり、と様々な工夫が重ねられて、多くの方に使われる明るい公民館になってきていることを付け加えたいと思います。